

補装具・日常生活用具



補装具費の支給

問合せ先：障がい福祉課

身体の失われた部分や、思うように動かすことのできない部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするための用具の購入、または修理に要した費用の一部を支給します。原則として利用者負担は1割です。ただし、世帯の所得に応じた自己負担があります。また、18歳以上の方には所得制限があります。先に購入、修理をされた場合の助成はありませんので、必ず事前にご相談ください。

- ◇ 対象者
身体障害者手帳、または難病等をお持ちの人
- ◇ 申請に必要なもの
 - 身体障害者手帳
 - 特定疾患受給者証 ※難病患者の人のみ
 - 医師の意見書(指定様式は障がい福祉課にあります)
 - 業者の見積書
 - 印鑑(シャチハタ不可)
 - マイナンバーが確認できる書類及び本人確認書類
- ◇ 補装具品目
視覚障害者安全杖、眼鏡、補聴器、車いす、義手、義足、重度障害者用意思伝達装置、各種補装具



日常生活用具の給付

問合せ先：障がい福祉課

在宅で、重度の障がいのある人・難病患者に対し、日常生活を容易にするための用具を給付します。原則として利用者負担は1割です。世帯の所得に応じた利用者負担上限額があります。

先に購入された場合の助成はありません。必ず事前にご相談ください。

- ◇ 対象者
身体障害者手帳、または難病等をお持ちの人
- ◇ 申請に必要なもの
 - 身体障害者手帳
 - 難病患者の方は特定疾病受給者証の写し、または医師の診断書
 - 業者の見積書
 - カタログのコピー(スーマ装具、紙おむつの方は不要です)
 - 印鑑(シャチハタ不可)
- ◇ 給付品目(主なもの)※等級や年齢での給付要件があります。

障害名	給付品目
肢体不自由	・ 特殊便器 ・ 便器 ・ 特殊マット ・ 特殊寝台 ・ 入浴担架 ・ 体位変換器 ・ 携帯用会話補助装置(トーキングエイド) ・ 入浴補助用具 ・ 移動用リフト ・ 移動・移乗支援用具 ・ 訓練いす ・ 訓練用ベッド ・ T字状・棒状つえ ・ 火災警報器 ・ 自動消火器 ・ 情報・通信支援用具
視覚障害	・ 視覚障害者用ポータブルレコーダー ・ 点字ディスプレイ ・ 視覚障害者用体温計 ・ 点字タイプライター ・ 電磁調理器 ・ 点字図書 ・ 視覚障害者用体重計 ・ 視覚障害者用時計 ・ 視覚障害者用血圧計 ・ 視覚障害者用拡大読書器 ・ 歩行時間延長信号機用小型送信機 ・ 視覚障害者用活字文書読み上げ装置 ・ 情報通信支援用具 ・ 点字器 ・ 火災警報器 ・ 自動消火器

聴覚障害	・聴覚障害者用屋内信号装置 ・聴覚障害者用通信装置 ・聴覚障害者用情報受信装置	・火災警報器 ・自動消火器 ・人工内耳用電池
知的障害	・特殊マット ・火災警報器 ・自動消火器	・頭部保護帽 ・電磁調理器 ・特殊便器
腎臓障害	・透析液加温器	
呼吸器障害	・電気式たん吸引機 ・ネブライザー ・人工鼻	・酸素ボンベ運搬車 ・人工喉頭
膀胱・直腸障害	・ストーマ装具	・収尿器
視覚・聴覚障害	・点字ディスプレイ	
脳原性運動機能障害かつ意思表示困難	・紙おむつ	
医療保険における在宅療法を行う者または人工呼吸器装着者	・動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	



軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

問合せ先：障がい福祉課

身体障害者手帳（聴覚障害）の交付の対象とならない程度の聴覚に障がいのある18歳未満の人を対象とし、補聴器の購入助成を行います。

先に購入された場合の助成はありません。必ず事前にご相談ください。

◇ 対象者 次の1.～4.のすべての要件を満たす18歳未満の人が対象です。

1. 市内に住所を有すること。
2. 身体障害者手帳の交付対象でないこと。
3. 両耳の聴力レベルが各々30dB以上であること。ただし、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師（以下、「医師」という。）が装用の必要を認めた場合は、この限りでない。
4. 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの。

◇ 申請に必要なもの

- 医師の意見書（指定様式は障がい福祉課にあります）
- 業者の見積書
- 印鑑（シャチハタ不可）